年金生活者支援給付金制度について



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

✓ 65歳以上である
✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象となる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。
同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。
令和３年２月１日までに請求手続きが完了しますと、令和２年８月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きはお早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。
➢ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。
『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金給付金 検索

無戸籍相談窓口のご案内



何らかの理由で、出生届を出していないことにより、無戸籍となっている方（その保護者の方）を対象に、必要な手続のご案内・ご相談を受けております。
１人で悩まずに、下記までお問い合せください。

【問合せ】税務住民課　戸籍年金グループ　☎82-0111
函館地方法務局戸籍課　☎0138-23-9526



詳細はこちら
マイナポイント

Re★Start（リスタート）いまかね

コロナウイルスに負けないで！
まちに元気・勇気・希望の灯りをともそう！

『Ｒｅ★Ｓｔａｒｔいまかね』が10月15日（木）～17日（土）の３日間開催されます！

これは、コロナウイルス感染防止のため様々なイベントが中止や縮小されるなか、まちに「元気」、「勇気」、「希望」を届けようと、今金町、今金町連合町内会、今金町商工会、今金町観光協会で構成する『Re startいまかね実行委員会』が主催するイベントで、打ち上げ花火や縁日、にぎわい商店街がおこなわれます。

また、期間中は、にぎわいはしご酒もおこなわれます。

【主　催】Re startいまかね実行委員会
（今金町、今金連合町内会、今金町商工会、今金町観光協会）
【問合せ】今金町商工会　☎82-0724

新北海道スタイルによるウイルス感染予防対策にご協力ください

花火大会

【と　き】10月15日（木）19時
【ところ】打上場所　今金町総合公園

ミニ縁日＆ビンゴ大会

【と　き】10月17日（土）13時～16時
【ところ】デ・モーレン
ビンゴカードを無料で配布します！
中学生以下限定です！

にぎわい商店街

【と　き】10月17日（土）
お買い得な生活雑貨やサービスを提供します！

にぎわいはしご酒

【と　き】10月15日（木）～17日（土）
お得な前売りチケットを販売いたします！
チケット販売は、商工会窓口または、にぎわいプラザひだまり内

福祉灯油券について

今金町では、生活の一助として福祉灯油扶助を行い、福祉向上を図ることを目的に生活援助推進事業を進めています。

◆支給されるもの→１世帯当たり200リットルの灯油購入券が交付されます。
（使用期間は12月～３月末日まで）

【対象世帯】
対象者は12月１日現在において次のいずれかに該当し、所得税・町民税の非課税世帯であり、世帯の中心となる方の前年収入が150万円未満の世帯です。（生活保護支給世帯は対象から除く）
①70歳以上の一人暮らし世帯
②老人夫婦世帯等（夫婦とも70歳以上）
③ひとり親世帯及び寡婦世帯
④心身障がい者世帯（身体障がい者手帳１級～３級の交付を受けているものが世帯主で、かつ生計中心者である世帯）

①～④の世帯でも、子や親族の扶養になっている方、同居されている方は、収入に関係なく福祉灯油券交付の対象とはなりません。また、遺族年金や障がい者年金、児童扶養手当を受給されている方は、それらも収入として加算されます。

交付を希望される方は、11月６日（金）までに保健福祉課へご相談ください。
申請後、収入等の調査を行い、認められたら福祉灯油券が交付されます。
申請期日を過ぎてからの申請は無効となります。

【問合せ】保健福祉課　総務グループ　☎82-2780

介護のご相談は、